

医整第216号
令和7年6月4日

各保健所長 様

医療整備課長

「臨床研究法施行規則の施行等について」及び「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」等の取扱いについて」の一部
改正について

このことについて、厚生労働省医政局研究開発政策課長から別添のとおり通知がありましたので、内容を御了知の上、関係機関等に周知願います。

なお、一般社団法人岐阜県医師会、公益社団法人岐阜県歯科医師会及び一般社団法人岐阜県病院協会には別途通知しましたので、申し添えます。

医療整備課 医事係

担当係長 川田 担当 山口・坂井

TEL 058-272-1111 (3240)

直通 058-272-8265 FAX 058-278-2623

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1